

大 阪 バ ス 株 式 会 社
ICカード乗車券取扱規程

令和 5 年 1 月 2 7 日

 大阪バス株式会社

ＩＣカード乗車券取扱規程

第１章 総 則

(目的)

第１条 この規程は、大阪バス株式会社（以下「当社」といいます。）が、ＩＣカードを媒体としたストアードフェアカード（以下「ＩＣカード乗車券」といいます。）により当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第２条 ＩＣカード乗車券（以下「ＩＣＯＣＡ乗車券」といいます。）についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

２ 他社が発行するＩＣカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

３ この規程が改定された場合、以後のＩＣカード乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された規程の定めるところによります。

４ この規程に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定める主なものについては、次のとおりです。

(1) 運送約款

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（以下、「ＪＲ 西」といいます。）のＩＣカード乗車券取扱約款

(用語の意義)

第３条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「当社線」とは、当社の経営するバス路線をいいます。

(2) 「ＩＣＯＣＡ」とは、ストアードフェアカードの機能のみを搭載したＩＣＯＣＡ乗車券をいいます。

(3) 「小児用ＩＣＯＣＡ」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児のご利用に供するＩＣＯＣＡをいいます。

(4) 「バス車載機」とは、ＩＣＯＣＡ乗車券の乗車処理、降車処理およびチャージを行う機器であって、車両に搭載されたものをいいます。

(5) 「ＳＦ」とは、ＩＣＯＣＡ乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

(6) 「チャージ」とは、ＩＣＯＣＡ乗車券に入金してＳＦを積み増しすることをいいます。

(7) 「デポジット」とは、ＩＣカードの利用権の代価として収受するものをいいます。

(8) 「スマートＩＣＯＣＡ」とは、ＪＲ 西が指定したクレジットカードをチャージ支払い用に登録したＩＣＯＣＡであって、サービス内容及びご利用条件等についてＪＲ 西が定めたものをいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 個別の運送契約の成立時期は、車両（バス車載機を搭載した当社線を運行する車両を指します。以下同じ。）において乗車の際にバス車載機による乗車処理を受けたとき、または降車の際にバス車載機による降車処理を受けるものとして乗車したときに成立するものとします。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

（規程の変更）

第5条 当社は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規程を変更することができるものとします。

- (1) 本規程の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を告知するものとします。

（旅客の同意）

第6条 前条により規程を変更した場合、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもって、旅客は変更後の規程に同意したものとみなします。

（利用エリア）

第7条 当社線におけるＩＣＯＣＡ乗車券の利用エリアは別表１のとおりとします。

（使用方法）

第8条 ＩＣＯＣＡ乗車券を用いて乗車するときは、第7条に定める利用エリア内でバス車載機による乗車処理を行って乗車し、同一のＩＣＯＣＡ乗車券によりバス車載機による降車処理を行って降車しなければなりません。なお、バス車載機による乗車処理、降車処理のどちらかを一括して処理を行う場合もあります。

2 前項の場合、ＳＦ残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

（発売及びチャージ）

第9条 当社ではＩＣＯＣＡ乗車券の発売及びチャージは行いません。また、当社の定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載したＩＣＯＣＡ乗車券の発売及び取り扱いは行いません。

（制限事項等）

第10条 1回の乗車につき、2枚以上のＩＣＯＣＡ乗車券を同時に使用することはできません。

2 次の各号の1に該当する場合には、ＩＣＯＣＡ乗車券は直接バス車載機で 사용할ことができません。

- (1) 乗車時にＳＦ残額がないとき（バスＩＣＯＣＡ定期券の有効期間内で有効区間内から入場する場合を除きます。）
- (2) 降車時にＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たないとき
- (3) ＩＣＯＣＡ乗車券の破損、バス車載機の故障等によりバス車載機によるＩＣＯＣＡ乗車券

の内容の読み取りが不能となったとき

- 3 他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 4 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A 乗車券を使用することはできません。
- 5 I C O C A 乗車券の S F を使用して、当社窓口で運送約款に定める乗車券の引換はできません。

(制限)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、乗車区間・乗車方法・乗車するバス等の制限をすることがあります。

- 2 前項の規定による制限をする場合は、その旨をバス車内、営業所等に掲示します。
- 3 本条に基づくサービスの制限に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(I C カードの所有権)

第12条 I C O C A 乗車券に使用する I C カードの所有権は、I C O C A 乗車券の発売箇所ににかかわらず、西日本旅客鉄道株式会社に帰属します。

- 2 I C O C A 乗車券が不要となったとき及びその I C O C A 乗車券を使用する資格を失ったときは、当社または JR 西に I C カードを返却しなければなりません。

(デポジット)

第13条 I C O C A 乗車券として利用した I C カードを旅客が返却したときは、第14条又は第18条に定める場合を除き当社はデポジットを返却します。

- 2 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(S F 残額の確認)

第15条 旅客は、I C O C A 乗車券の S F 残額をバス車載機により確認することができます。

第2章 I C O C A

(運賃の減額)

第16条 旅客が I C O C A を用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額します。ただし、小児用 I C O C A にあつては小児普通旅客運賃1名分を減額します。

- 2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができます。

(効力)

第17条 第8条第1項の規定により使用する場合の I C O C A の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとします。
- (2) 小児用 I C O C A は運送約款に定める小児の記名人のみが使用できます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。

(4) 乗車後は、当日に限り有効とします。

2 小児用 I C O C A は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

(無効となる場合)

第18条 I C O C A は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

(1) 旅行開始後の I C O C A を他人から譲り受けて使用した場合

(2) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項によるほか、小児用 I C O C A にあつては、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収します。

(1) 記名人以外の者が使用した場合

(2) 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A を使用した場合

(3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 I C O C A を使用した場合

(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

3 第 1 項及び第 2 項の規定によりその I C O C A に搭載された他の乗車券等も回収します。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により I C O C A を無効として回収する場合は、第 46 条第 2 項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は無効となります。

5 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第19条 前条に該当し使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を収受します。

(当社の免責事項)

第20条 紛失した小児用 I C O C A の使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 I C O C A や第 24 条第 2 項の規定により当該小児用 I C O C A に付加された他社の乗車券の払いもどし、S F の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

4 前各項により変更を行う場合は、I C カードを交換して取り扱うことがあります。

第 3 章 I C カード乗車券の相互利用等

(他社線での I C O C A 乗車券による乗車の取扱方)

第21条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、JR 西の I C カード乗車券取扱約款に定める当社及び JR 西以外の鉄道会社等（以下「相互利用他社等」といいます。）が経営する鉄道線、バス路線等（以下「他社線」といいます。）内において I C O C A 乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券を除く。以下同じ。）による乗車等の取扱いを行います。

(他社線内における取扱範囲等)

第22条 他社線内における I C O C A 乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容ご利用条件は、当該相互利用他社等の定めるところによります。

2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該 I C O C A 乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供することがあります。

(相互利用他社等が発行した I C カード乗車券による乗車等の取扱方)

第23条 相互利用他社等が発行した I C カード乗車券のうち、当社と相互利用が可能なものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

2 相互利用他社等が発行した I C カード乗車券のうち、当社と相互利用が可能な I C カード乗車券は次のとおりとします。

(1) 北海道旅客鉄道株式会社発行の K i t a c a 乗車券

(2) 株式会社パスモ発行の P A S M O

(3) 東日本旅客鉄道株式会社発行の S u i c a 乗車券

(4) 東京モノレール株式会社発行のモノレール S u i c a 乗車券

(5) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかい S u i c a 乗車券

(6) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカ

(7) 株式会社エムアイシー発行の m a n a c a

(8) 東海旅客鉄道株式会社発行の T O I C A

(9) 株式会社スルッと K A N S A I が発行する P i T a P a カードであって当社が別に定めるもの。

(10) 福岡市交通局発行のはやかけん

(11) 株式会社ニモカ発行の n i m o c a カード

(12) 九州旅客鉄道株式会社発行の S U G O C A 乗車券

(13) 東日本旅客鉄道株式会社発行の Welcome Suica (Suica Light を含む) 及び株式会社パスモ発行の P A S M O P A S S P O R T

3 前項に定める鉄道会社等が発行した I C カード乗車券で、当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第20条までの規定及び JR 西の I C カード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。この場合、相互利用他社等が発行した I C カードを媒体とした定期乗車券については JR 西の I C カード乗車券取扱約款の「I C O C A 定期券」の規定を準用するものとし、I C カードを媒体としたストアードフェアカードについては「I C O C A」の規定を準用するものとします。

4 前項の定めにかかわらず、相互利用他社等が発行した記名人式の I C カードを媒体としたストアードフェアカードについては、JR 西の I C カード乗車券取扱約款第32条第1項及び第33条第1項第6号の規定を準用します。

5 第3項の定めにかかわらず、第2項第13号に定める I C カード乗車券で、当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところとします。

(1) 第17条及び第18条第2項第2号の規定は準用しません。

(2) 当該の I C カード乗車券発行会社が定めるカード有効期間を超えて使用することはできません。

(3) 当該の I C カード乗車券発行会社が発行するレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があったときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければなりません。

第4章 IC O C A乗車券の他社での発売

(IC O C A乗車券を発売する他社)

第24条 IC O C A乗車券の発売は、JR 西のICカード乗車券取扱約款別表7及び別表7の2に定める他社で行うことがあります。

- 2 IC O C A乗車券には、JR 西のICカード乗車券取扱約款別表7の2定める他社の乗車券を付加する場合があります。
- 3 他社におけるIC O C A乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

(他社で発売するIC O C A乗車券の当社での取扱い)

第25条 JR 西のICカード乗車券取扱約款別表7に定める他社及びJR 西で発売したIC O C A乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第19条までの規定及びJR 西のICカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。

附 則

この規定は、2023年1月27日から施行します。

別表 1（第 7 条）利用エリア

1 当社線の利用エリア

- 俊徳道駅・近畿大学東門前線
- 新大阪駅・帝国ホテル・ホテルニューオータニ線
- 御堂筋線
- 八尾東大阪大阪空港線
- 東大阪関西空港線
- 大阪城日本橋関西空港線